

植物防疫法

主管省庁課：農林水産省消費・安全局植物防疫課、農林水産省植物防疫所 <http://www.maff.go.jp/pps/>

この法律は、輸出入植物および国内植物を検疫し、植物に有害な動植物の駆除とまん延の防止を目的としています。

規制品目	具体的商材	通関時必要書類
植物、土（湖底の土、泥水等を含む。）、生きた有害動植物（真菌、粘菌、細菌、寄生植物、キノコ、ウイルス、昆虫、ダニ、カタツムリ、ナメクジ、線虫等）（規制品目は、食用、試験研究用、展示用、少量サンプル、個人消費等に関係なく対象となります。）	<p><u>生きた植物・生鮮植物類</u> 苗、水草、切穂、種子、受粉用花粉、生花、生葉、生果実、生野菜、コケ、地衣類等（チョコレート・キャラメル等でコーティングされたフルーツ、冷凍品、バイオテクノロジー品等を含む。）</p> <p><u>乾燥した植物類</u> 精米、玄米、小麦、大麦、モルト、トウモロコシ等の穀類、エンドウ、インゲン、大豆、ソラマメ等の豆類、クルミ、カシューナッツ等のナッツ類、コーヒー豆、ココア豆、胡椒等の嗜好・香辛料、菜種等の油料、葉タバコ、漢方薬、乾燥果実・野菜、飼料用牧草、ドライフラワー、松ぼっくり、わら、流木、木材等（粉・破砕品を含む。）</p> <p><u>加工した植物類</u> 花粉、チアシード等の健康食品、愛玩動物・家畜用の飼料ペレット、米ぬか、あんぼ柿、しめ縄、むしろ、クリスマスリース、もみ殻・わら等の入った枕・民芸品、ポップリ、堆肥、園芸用培養資材（ピートモス、泥炭、落ち葉、樹皮等を含む。）、バクテリアを含む下水処理剤、ほだ木、梱包材、燃料用の木片等（単に着色した装飾品等を含む。）</p>	植物検疫を受検する際は、必要事項を記入した「植物、輸入禁止品等輸入検査申請書」及び輸出国の「植物検疫証明書」(Phytosanitary Certificate)、「パッキングリスト」等が必要になります。また、加工品の場合は原材料の植物名及び原産地、詳細な加工内容を求められる場合があります。 （生きたクワガタムシ、カブトムシ等は外来生物法の輸入規制、証明書の添付義務等がありますので、環境省外来生物対策室にお問い合わせ下さい。）

※土、土の付着したものと及び生きた有害動植物は、輸入禁止品です。また、生きた食用エスカルゴ、ペットの生き餌（幼虫、ミミズ等）、菌株等を輸入する場合は、予め植物防疫所へお問い合わせ下さい。

なお、植物検疫に関する詳細な情報は、植物防疫所ホームページで確認することができます。

○植物防疫所ホームページ <http://www.maff.go.jp/pps/>

○植物防疫所ホームページ「輸入条件に関するデータベース」 <http://www.pps.go.jp/eximlist/view/exp/condition.html>